

## 報告第 2 3 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 7 月 8 日
- 2 損害賠償額 3 7 1, 1 4 0 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 4 年 1 月 2 1 日午前 8 時 4 5 分頃、久野 4 3 6 2 番地 7 地先の丁字路において、農政課職員の運転する公用車が左折しようとしたところ、右側から直進してきた相手方車両の左側面に接触し、これを破損させた。